

## 高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金に係る Q&A

Q1 高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金の趣旨は何ですか。

A1 高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、市内の高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点を整備・運営する法人又は団体に対して補助するものです。

Q2 補助対象となるのはどのような団体ですか。

A2 よりあいどころを運営する法人又は団体（団体は、原則として、長浜市社会福祉協議会にボランティア登録をした団体とする。）で、補助金申請時において納期限が到来している市税に未納がないもの。

長浜市地域介護予防通所活動支援補助金の交付を受け、又は受けようとするものは、当該年度について補助金対象外とします。

Q3 補助要件として、よりあいどころの運営を週1回程度かつ年間40回以上実施することと規定されていますが、施設整備の期間等を踏まえると、事業開始時期が年度の途中となってしまいます。その場合、週1回以上実施しても年間40回以上実施できない可能性があります。補助対象とはならないのですか。

A3 事業開始の初年度については、年間40回以上開催できなくても、概ね週1回以上開催いただければ、補助対象とします。

Q4 よりあいどころの要件のうち、補助対象者が管理しているとはどのような場合を指すのですか。

A4 補助対象者が所有（予定）している物件、もしくは賃貸借契約を締結（予定）している物件（建物の一部も含む。）です。

Q5 よりあいどころの対象者は、要支援認定者、事業対象者（地域包括支援センターに相談し「基本チェックリスト」によって生活機能の低下が確認された人）ですか。

A5 当該事業は、高齢者が気軽に集い、個々の能力を生かした活動を継続して行うことにより、高齢者が活動できる事業であることとしており、すべての高齢者を対象としております。よって、要支援認定者、事業対象者に参加してもらうことが補助金支給の要件ではありません。

Q6 よりあいどころには、グラウンドゴルフや3B体操、サークル、書道教室、生け花教室なども含まれますか。

A6 この補助金は、高齢者が気軽に集い、個々の能力を生かした活動を継続して行うことにより、高齢者が活動できる事業です。活動が習い事になるような事業は、対象外としています。しかしながら、参加者が役割をもった内容であり、担い手となって活動で

きるもの、介護予防につながるものとして、3B体操・カラオケ・踊りなどを一つの活動メニューとして実施することを妨げるものではありません。

Q7 いつごろまで申請が可能ですか。

A7 随時受付を行います。ただし、予算の範囲内で交付しますので、先着順で予算の上限に達した時点で受付を終了します。

Q8 事業実績報告はいつごろ行うのですか。

A8 事業完了後すみやかに事業実績報告書の提出をお願いします。なお、事業完了期限は、3月31日となっておりますので、完了期限日までに提出してください。

Q9 補助金の支払いはいつごろになるのですか。

A9 実績報告をいただいた後に、請求に基づきお支払いします。

Q10 運営にあたり資金がありません。先に補助金をもらうことはできますか。

A10 補助金については、申し出がありましたら補助金額の9割まで概算でお支払いすることができます。残りの1割分については、実績報告をしていただいた後に、請求に基づきお支払いします。

Q11 当初計画していた事業実施回数を下回ってしまいました。補助金は支払われますか。

A11 運営費補助金の交付決定後に、1回2時間以上で週1回程度かつ年間40回以上（事業開始の初年度は除く。）を満たしていればお支払いします。

なお、補助金の概算払いを行ったものの、回数が要件に満たなかった、あるいは、実績額が申請額を下回った場合は、補助金の返還手続きが必要となります。

Q12 当初計画していた補助金の積算額を実績額が下回って（上回って）しまいました。交付決定どおり補助金は支払われますか。

A12 当初計画の積算額より実績額が下回っていた場合には、実績額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）を支払います。なお、実績額が下回っていても補助限度額を超えている場合には補助限度額を支払います。

また、当初計画の積算額より実績額が上回っていた場合であっても当初の交付決定額までしか支払いできません。事業計画の時点で最大限考えられる計画を作って交付申請してください。

Q13 運営費補助金の補助対象経費に食費や物づくりの材料費は、その他市長が認める経費になりますか。

A13 利用者の受益となるものは対象外です。

Q14 運営費補助金額はどう計算するのですか。

A14 下記の算定例に基づき、補助金額を算定します。なお、毎回の参加人数が概ね20人以上の場合、又は毎回の事業時間が概ね4時間以上の場合は1回当たりそれぞれ1,000円加算する。

※補助対象事業は、週3回を限度とする。

補助金の算定例

パターン1 週1回開催 木 利用者30人  
事業時間 4時間

1週当たりの補助限度額 7,000円

	日	月	火	水	木	金	土
利用数					30人		

パターン2 週2回開催 月・木 利用者 月6人、木5人  
事業時間 4時間

1週当たりの補助限度額 12,000円

	日	月	火	水	木	金	土
利用数		6人			5人		

パターン3 週2回開催 月・木 利用者 月3人、木5人  
1週当たりの補助限度額 5,000円

	日	月	火	水	木	金	土
利用数		3人			5人		

パターン5 週5回開催 月～金  
利用者 月6人、火7人、水5人、木6人、金4人  
補助対象日は、月、火、水、木の4回あるが、週3回を限度とする。

1週当たりの補助限度額 15,000円

	日	月	火	水	木	金	土
利用数		6人	7人	5人	6人	4人	